

各種手数料の減免措置

④ 県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4-1	高等学校入学選 hands 手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学選 hands 手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4-2	高等学校入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4-3	津高等技術学校入校選 hands 手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校選 hands 手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部津高等技術学校	059-234-2839
4-4	津高等技術学校入校料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	生活・文化部津高等技術学校	059-234-2839
4-5	公衆衛生学院受験手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の受験手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学願書の提出時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4-6	公衆衛生学院入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学手続き時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4-7	高等学校授業料の減免（専攻科のみ）	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が教育長が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。 ※所得課税証明書等の提出が必要となります。	申請日の翌月から平成24年9月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940

各種手数料の減免措置

④ 県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4-8	津高等技術学校授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。 ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	生活・文化部 津高等技術学校	059-234-2839
4-9	公衆衛生学院授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。（ただし6ヶ月を越えない期間） ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2334